道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年八月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十七号

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和二年八月二十三日とし、同条第四号に掲げる規定の施行期日は同年十一月二十三日とする。

国土交通大臣　赤羽　一嘉

内閣総理大臣　安倍　晋三

道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年八月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十八号

道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百二条第二項から第四項まで及び第百五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「限る」を「限り、当該自動車に係る法第九十九条の三第一項の許可（同条第二項において準用する法第七十八条第三項の規定による許可の条件の付与及び変更並びに法第九十九条の三第七項の規定による許可の取消しを含む。）に伴い当該装置について付され、又は変更される条件に係るものを除く」に改める。

（道路運送車両法関係手数料令の一部改正）

第二条　道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削る。

第二条第一項の表一の項下欄第一号中「九百円」を削り、同号に次のように加える。

イ　大型特殊自動車及び二輪の小型自動車　九百円

ロ　大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車　千三百円

第二条第一項の表一の項下欄第二号イ及びロを次のように改める。

イ　普通自動車　二千百円

ロ　二輪の小型自動車　二千円

第二条第一項の表一の項下欄第二号に次のように加える。

ハ　大型特殊自動車　千七百円

ニ　二輪の小型自動車　千六百円

第二条第一項の表二の項下欄第一号中「九百円」を削り、同号に次のように加える。

イ　大型特殊自動車及び二輪の小型自動車　九百円

ロ　大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車　千三百円

第二条第一項の表二の項下欄第二号イ及びロを次のように改める。

イ　普通自動車　千八百円

ロ　二輪の小型自動車以外の小型自動車　千七百円

第二条第一項の表二の項下欄第二号に次のように加える。

ハ　大型特殊自動車　千四百円

ニ　二輪の小型自動車　千三百円

第二条第一項の表三の項下欄各号を次のように改める。

一　普通自動車　二千百円

二　二輪の小型自動車以外の小型自動車　二千円

三　大型特殊自動車　千七百円

四　二輪の小型自動車　千六百円

第二条第一項の表四の項下欄第一号中「九百円」を削り、同号に次のように加える。

イ　大型特殊自動車及び二輪の小型自動車　九百円

ロ　大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車　千三百円

第二条第一項の表四の項下欄第二号イ及びロを次のように改める。

イ　普通自動車　二千百円

ロ　二輪の小型自動車以外の小型自動車　二千円

第二条第一項の表四の項下欄第二号に次のように加える。

ハ　大型特殊自動車　千七百円

ニ　二輪の小型自動車　千六百円

第二条第二項の表三の項の次に次のように加える。

四　法第九十九条の三第一項の許可を申請する者	一件につき四万円	一件につき次に掲げる額の合計額 一　申請者が特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有するかどうかの審査に要する費用につき実費を勘案して国土交通省令で定める額 二　特定改造等自動車審査試験項目（特定改造等に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するための国土交通省令で定める試験の項目をいう。以下この号において同じ。）のうち申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するために必要なもの（特定改造等自動車審査試験項目ごとに、その特定改造等自動車審査試験項目につき実費を勘案して国土交通省令で定める額をいう。）の合計額

第二条第二項の表備考中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同表備考に次の一号を加える。

三　申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車が保安基準に適合することが明らかであることを示すものとして国土交通省令で定める書類を添えて法第九十九条の三第一項の許可を申請する者については、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して、四の項下欄に定める額を減額することができる。